

松江市介護保険施設等指導・監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松江市長が介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者(以下「介護保険施設等」という。)に対して実施する指導及び監査に関する基本的事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 健全な介護保険制度を維持するため、介護保険施設等に対し、法第23条及び第24条に基づく指導と、第76条、第78条の7、第83条、第90条、第100条及び114条の2、第115条の7、第115条の17、第115条の45の7並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の法(以下「旧介護保険法」という。)第112条に基づく監査を行うことによって、介護給付等対象サービスの質の確保と向上及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(指導方針)

第3条 介護保険施設等に対する指導は、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、介護保険施設等の支援を基本として、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する必要事項について周知徹底することを方針とする。

(指導形態等)

第4条 指導形態は、「集団指導」及び「運営指導」とし、介護保険課が実施するものとする。

2 運営指導は、松江市が単独で実施する「一般指導」と、松江市と島根県若しくは厚生労働省で実施する「合同指導」とする。

(指導対象の選定)

第5条 指導は、全ての介護保険施設等を対象とし、重点的かつ効果的指導を行う観点から一定の計画に基づいて実施することとし、選定基準は次のとおりとする。

(1) 集団指導の選定基準

原則全ての介護保険施設等を対象とする。

(2) 運営指導の選定基準

ア 次条に規定する実施計画で定める重点指導項目に該当する介護保険施設等

イ 前年度新規に指定した事業所

ウ 実施要領で定める期間に対応する事業所

エ 国及び県との合同で実施する場合

オ その他運営指導を要すると認める介護保険施設等

(指導実施計画の策定)

第6条 介護保険施設等に対する指導の実施に当たっては、前年度の指導の状況等を踏まえて指導実施計画(以下「実施計画」という。)を策定する。

2 実施計画は、毎年度策定するものとする。

3 実施計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 実施方針
- (2) 重点指導項目
- (3) 実地指導対象介護保険施設等
- (4) 実施時期
- (5) その他必要な事項
(指導実施通知)

第7条 前条の規定により策定した実施計画に基づき介護保険施設等に対し、原則として集団指導は指導実施日の2ヶ月前、運営指導は指導実施日の1ヶ月前までに文書により通知するものとする。

ただし、指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に第3項に掲げる事項を文書により通知するものとする。

2 集団指導を実施する介護保険施設等に対する通知には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 集団指導の日時及び場所
- (2) 出席者
- (3) 指導内容
- (4) その他必要な事項

3 運営指導を実施する介護保険施設等に対する通知には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 運営指導の根拠及び目的
- (2) 運営指導の日時及び場所
- (3) 運営指導を行う職員(以下「指導職員」という。)の所属及び職名並びに氏名
- (4) 出席者
- (5) 準備すべき書類等
- (6) 当日の進め方、流れ等(実施する運営指導の形態、スケジュール等)
(指導方法)

第8条 集団指導は、介護保険施設等に対し、必要な指導内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により実施するものとする。

なお、集団指導に欠席したサービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

2 運営指導は、介護保険施設等の事業所等において、関係書類を閲覧し、面談方式により実施するものとする。

3 前項の運営指導中に次の各号に該当する状況を確認した場合は、運営指導から「監査」に切り替えるものとする。

- (1) 介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (2) 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがある

と認められる場合

(3)不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(4)高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(運営指導体制)

第9条 運営指導は、2名以上の職員で実施するものとする。

(運営指導後の措置)

第10条 指導職員は、運営指導後、速やかに復命書を作成し、介護保険施設等の問題点等を明確にした上で復命するものとする。

2 指導の結果、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤調整を要すると認められた事項については、文書により介護保険施設等に通知するものとする。

3 改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤調整を要すると認められた事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況(改善計画)及び過誤調整の状況(以下「改善状況等」という。)を報告させ、挙証資料等により確認するものとする。

4 指導区分は、文書指摘、口頭指導、助言とする。

(1)文書指摘は、運営基準に不適合がある場合及び早急に改善が求められるもの又は、一時的に人員又は設備が必要な基準を満たしていないものとする。

(2)口頭指導は、文書指摘には至らない軽微な誤りや不備等であって速やかな改善が見込まれるものとする。

(3)助言は、運営基準は満たしているが、より望ましいというものとする。

5 指導結果については、指導事項を経年的に記録し、継続的指導及び改善状況等の確認を行うため、「社会福祉法人等指導・監査改善状況管理台帳」に記載するものとする。

(監査方針)

第11条 監査は、介護保険施設等に対し、第17条第4項に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について不正な請求等が疑われる場合(以下「指定基準違反等」という。)において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼とする。

2 不正な請求等とは、次に掲げるものをいう。

(1) 架空請求や虚偽の申請に基づくものなど、悪質なものをいう。

(2) 不正とまでは言えないが、制度の目的に照らし適当でなく、社会通念上介護報酬として適正を欠くものをいう。

(監査実施体制)

第12条 監査は、介護保険課が実施するものとする。

(監査対象の選定基準)

第13条 監査は、次の各号に掲げる情報を踏まえて指定基準違反等を確認する必要があると認める場合に実施するものとする。

(1) 要確認情報

ア 通報、苦情、相談等に基づく情報

イ 松江市が、高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等によ

り利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報

ウ 国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)、地域包括支援センター等に寄せられる苦情

エ 連合会、保険者からの通報情報

オ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者

カ 法第 115 条の 35 第 4 項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

(2) 運営指導において確認した指定基準違反等の情報

(監査実施通知)

第 14 条 監査(第 8 条第 3 項に係るものを除く。)を実施する介護保険施設等に対し、通知する場合には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 監査の根拠規定

(2) 監査の日時及び場所

(3) 監査を行う職員(以下「監査職員」という。)の所属及び職名並びに氏名

(4) 出席者

(5) 準備すべき書類等

(監査方法)

第 15 条 指定基準違反等の確認について必要があると認められるときは、介護保険施設等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該監査職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護保険施設等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他物件の検査を実施するものとする。

(監査体制)

第 16 条 監査は、2 名以上の職員で実施するものとし、原則として 1 名は、係長級以上の職にある者とする。

ただし、運営指導中において監査へ切り替えた場合はこの限りでない。

(監査後の措置)

第 17 条 監査職員は、監査終了後、速やかに復命書を作成し、介護保険施設等の問題点等を明確にした上で復命するものとする。

2 監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた場合については、第 10 条第 2 項及び第 3 項に規定する事務手続きを行うものとする。この際、「指導」を「監査」に読み替えるものとする。

3 監査後の措置については、介護保険課が行うものとする。

4 監査の結果、指定基準違反等が認められた場合には、法第 5 章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「業務運営の勧告、命令等」及び「許可の取消し等」の規定に基づき次に掲げる行政上の措置を機動的に講ずるものとする。

(1) 勧告

介護保険施設等に指定基準違反の事実が確認された場合、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

また、勧告をした介護保険施設等に対し、期限内に文書により報告を求めるものと

する。

(2) 命令

介護保険施設等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該介護保険施設等に対し、期限を定め、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令した場合には、その旨を公示する。

また、命令した介護保険施設等に対し、期限内に文書により報告を求めるものとする。

(3) 指定及び許可の取消等

指定基準違反等の内容等が、法第 77 条第 1 項各号、第 78 条の 10 各号、第 84 条第 1 項各号、第 92 条第 1 項各号、第 104 条第 1 項各号及び第 114 条の 6 各号、第 115 条の 9 第 1 項各号、第 115 条の 19 各号並びに旧介護保険法第 114 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、当該介護保険施設等に係る指定又は許可を取り消し、又は期間を定めてその指定又は許可の全部若しくは一部の効力の停止をすること(以下「指定の取消等」という。)ができる。

なお、指定の取消等をした場合には、その旨を公示する。

- 5 監査の結果、当該介護保険施設等が命令又は指定の取消等の処分(以下「取消処分等」という。)に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 13 条第 1 項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与する。ただし、同条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。
- 6 監査の結果、当該介護保険施設等に係る介護給付等対象サービスの内容又は介護給付費請求に関し、不正な請求等が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、当該保険給付に係る保険者に対し、法第 22 条第 3 項の規定に基づく不当利得の徴収等(返還金)として徴収を行うよう通知するものとする。
- 7 前項の場合における**加算金**の額は、原則として、法第 22 条第 3 項の規定により返還させるべき額 100 分の 40 を乗じて得た額とする。

(職員留意事項)

第 18 条 指導及び監査を行う職員(以下「指導職員等」という。)は、指導及び監査(以下「指導等」という。)の手順及び分担を定め効率的に行うように努めるほか指導等を受ける事業者等の業務に支障がないよう留意するものとする。

2 指導職員等は、指導等にあたっては、市長が発行する身分証を携帯し、かつ関係者からの請求があるときには、これを提示し、常に穏健かつ冷静な言動と指導援助的態度で接することにより事業者等の理解と協力が得られるように努めるものとする。

3 指導職員等は、事実の認定及び事務処理の判断に当たっては、常に公平不偏の態度で臨むよう努めることとする。

(社会福祉法人等指導監査連絡会議)

第 19 条 この要綱に定める指導等に関する重要な事案等については、「社会福祉法人等指導監査連絡会議」において審議するものとする。

(その他)

第 20 条 指導等の実施については、この要綱に定めるもののほか松江市介護保険施設等指導・監査実施要領において定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。